

極

15

日韓会談 財産、請求確問題交渉の経緯

昭和ニセ 三一乙

18

### 財産、請求権問題交渉の経緯

一 本会議において決定された五議題中、第一、二議題である財産及び請求権の処理に関する問題については、「請求権委員会」が設置され、既に六回の会議を重ねるが同数回の財産公式会談が行われた。

二 最初本件に關しては、信頼しうべき情報も乏しく、韓国側の方がか予想し難かつたため、何處迄も理論的検討と参考資料の整備に努めると共に、大綱的な対処要領を準備した上で、その方針に従い、まず先方に提案を行わしめ、先方要求の全貌を提示せしめ、且つ、その字句の解釈を主とした形式的復讐を行つて、先方提案の細目及び論点を明らかにせしめ、なほ、その間に、わが方考へ方ないし対策を先方に察知されるのを注意を払つた。

三 第一回会議において、韓国側が挨拶を行ひ且つ、「韓日同財産及び請求権協定要綱草案」を提出した。この挨拶は、その後の韓日同財産及び請求権協定要綱草案の交渉に含んでいふものゝ大要に通りである。

「、、、韓日同財産及び請求権の問題は、一応、甚だ複雑なものである。

か、実は、極めて明確な問題である。何故ならば、この問題を解決するための基本法則が対日平和条約第四條によつて、既に表明されたからである。同条によれば、日本は、米軍政府が韓国において日本及び日本人の財産に対して採つた措置即ち法令第三十三号を承認した、……、しかし、この法令第三十三号は、平和条約第十四條の連合国にある日本又は日本人の財産の処理と酷似している。そうであるとするれば、韓国即ち日本から解放された國家と、連合國即ち日本との戦争において勝利したためた國家とは何故に同じように日本又は日本人の財産を取得するものであるか、この會議の成否は一にこの点に対する認識にかかっている。

……、日本側代表が、この歴史的懸案に疑念を抱かせるならば、この會議は今後、難航を続けるであろう、……、韓国側は、過去の遺憾から出る要求ならば、韓国が今後生きと行くために絶対に必要と云ふことを、……、それと法的に韓国に帰属されるければならぬものも請求するものである、……、韓日間の財産及び請求権問題を合理的、理性的基礎の上に解決せしめ、……、そして韓日間の、理性的國交の開始を

希望することができようか、……、

四 前記提案については、わが方の要求により韓国側は、各項の細目を提示し、わが方の真向に於いて、或程度の内容を説明した、これによつて、先方要求の全貌が略々明らかになれたのであるが、それは次の通りである。

一 「韓国より運ばれたる古書籍、美術品、骨董品、その他國宝、地圖、原版及び地金と地銀を返還すること。」

右の文化財、地圖、原版、地金等、返還請求は、韓国側が権利として主張するものでなく、兩國の親善に資する財物を日本側が自発的に返還することを希望するものであつて文化財的価値、軍事的意義等に重点を置いて（地金、地銀は、韓国幣制の基礎を築くため）、政治的に考慮して行はるのであり、「運ばれたる」時期は、財物取得の形態は問われないが占領地より持ち運ばれたる財物の連合國への返還に準じて、韓国にも返還してほしい、但し、正当な売買によつて取得された財物については代価を支払つてほしい、また、財物を、その現状で引渡せばよい、既に滅失したものは加むを

えたい、といふ趣旨である。

(一) 一九四五年八月九日現任日本政府、対朝鮮総督府負債勘定を決済すること。  
これは、韓国政府が旧朝鮮総督府の財産、権利を継承したものであつて、郵便貯金、年金等一九四五年八月九日現在未決済であつたものの返還を主張する趣旨である。

また、一九四五年八月九日という日は、日本がポツダム宣言を受諾した時から朝鮮が解放され、独立したという韓国側の考え方に基いた期日であり、韓国側は、請はるべき問題についてはこの期日を固執している。

(二) 一九四五年八月九日以後韓国より付替又は送金した金額を返還すること。

この趣旨は、一九四五年十二月六日米軍政府が出した財産帰属命令第三十三号の効力によつて一切の日本財産が軍政府へ帰属し所有され、それが一九四八年九月十日米韓協定で韓国側へ引渡されたものであり、韓国は所有権を米國側から取得したものである、と称して、一九四五年八月九日以後一九四五年十二月六日まで同韓国から付替又は送金された金額は不法に行われたことに於けるものとそれを還しなくれといふ。

のである。

先方主張は帰属命令 *Verfügung Decree* 第三十三号は平和条約十四条の在外資産の処

理と酷似しているものであると称して、在外日本人の資産を全部剝奪するといふのが、朝鮮におけるのみならず全世界においてとられたやり方であるから、日本人が朝鮮で裸かにされて帰つて来たからといつて、それは朝鮮当局が感情的にやった事ではない。

平和条約十四条よりも更に強い規定が第四條にあるから、それと相俟つて、一切の財産が日本に所有権から離れて韓国に帰したのだといふのである。先方の言分は、日本側は私有財産権尊重の原則を固執するかも知れぬが、平和条約第十六条のように中立國や枢軸國所在の日本資産すら國際赤十字委員会へ出すように規定されているのに徴し、私有財産権尊重の原則は日本については認めらるゝといふ。これは世界的に行われた所であるといふのである。

韓国としては一九一〇年以降の日本朝鮮領有を適法と認めないといふことはないが、さりとて積極的に有効ともいわない。独立運動の際に水原で虐殺が行われたこと



などに対しては損害賠償を求むる地位にあるか、そんな不愉快な事を此処に取まて  
という気はない。要するに賠償に近い請求をなす権利が朝鮮には過去に経緯からいつ  
て存在すると思われる。

なお、前記一九四五年八月九日以後一九四五年十二月六日まで船と船ともに  
韓国から日本に持ち帰えられた財産は莫大なるものがあること、その全部が拳証  
出来るものではなからうが、全部とはいわれないが判然している金額だけは還してもいい  
たいというのである。

(四) 一九四五年八月九日現在韓国に存在するいは主たる事務所、あつた法人が日本に  
ある財産を返還すること。「Voluntary Deed」の効力問題に關連するが、韓国に存在  
する会社の財産の返還を求むる根拠は「Deed」により、「韓国郵船」を例にとれ  
ば、株主の七〇％は日本人であり三〇％が朝鮮人である場合に、七〇％が「Voluntary  
Deed」で朝鮮側のものになつた以上一〇〇％朝鮮のものである。従つてその会社が  
日本において有する財産は朝鮮側のものとなる訳で、その財産を移しては、

二川については Skeff (Graig, Gen. Deputy Military Governor) の意見が法令  
一八五号として出されていふという訳である。

(五) 「韓国々民(法人を含む)」の日本国民(法人を含む)に対する「国」公債、日本銀  
行券、徴徴用韓人未収金及びその他請求権を決済すること。

(六) 「韓国々民(法人を含む)」の有する日本法人の株式又はその他証券を法的に認定  
すること。

二川ら二項については、日本で株式の再発行をしているらしいが「Voluntary Deed」  
三十三号から見ても不法である。平和条約第四条(五)違反であるという。又株式利益配当  
金未払のものは当然払つてもらうべく、会社が解散されていれば残余財産の返還を導  
たい。朝鮮に本店を有した会社として三百余りの会社を出して来ている。

なお、その他請求権の中には

- 一、日本国債、地方債、政府保証社債、政府機關社債
- 二、日銀券、政府紙幣

- 三、 韓銀の対日銀貨基金及び金貨
- 四、 戦争中の韓人戦没者平慰金及び遺家族慰籍料
- 五、 戦争中の韓人傷病者慰籍料、看護金
- 六、 戦争中の韓人徴用者不収金
- 七、 戦争中の韓人徴用者慰籍料
- 八、 公務員恩給
- 九、 引揚韓人の積貯金
- 一〇、 担保契約者に対する責任準備金及び未経過保険料
- 一一、 在韓金融機関の対日為替の未済分等
- 一二、 朝鮮食糧信託の輸出米穀代金未収及び他清算金があげられている。
- (七) 「前記諸財産又は請求権より生じたる又は生ずべき諸果實を返還すること、」  
これは、利子等、果實の返還を意味しているものである。
- (八) 「前記返還及び決済は、協定成立後即時開始され遅くとも六箇月以内に終了するこ

と。」

以上要するに、先方の立場は、平和条約四条により日本は在韓米軍政府が日本及び日本人に対して財産上の措置をとった三十三号帰属命令を承認したか、それは第十四条の連合国にある日本及び日本人の財産の処理と酷似している。果して然りとすれば、日本から解放された韓国は、日本と闘って勝った国家と同じような立場で、日本人の財産を取得し得るものであるというにちろもつた如くである。しかして、彼等が抱いている考えは、請求権要綱及びその一応の細目まで、全部おし切った形で、これで全部という訳である。彼等は過去の遺憾から出る要求よりは韓国が今後生きて行くため絶対必要であるとのみ、それも法的に韓国に帰属するべきもつたを要求するのであるという立場であることが明らかならなつたのである。

日本側は、第五回会議において、対案として、左記の提案を行つた。